

非常勤職員の災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年 3 月 20 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団規則第 1 号

非常勤職員の災害補償に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

非常勤職員の災害補償に関する条例施行規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（災害の報告） 第 7 条 実施機関は、その所管に属する職員について公務又は通勤に基づくと認められる災害が発生した場合は、その指定する者に、速やかに報告させなければならない。<u>負傷し、若しくは疫病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も同様とする。</u> （認定及び通知） 第 8 条 （略） <u>2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもない</u><u>と認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。</u> <u>(1) 実施機関の長の職氏名</u> <u>(2) 災害を受けた職員の氏名</u> <u>(3) 傷病名</u> <u>(4) 災害発生年月日</u> <u>(5) 公務上の災害又は通勤による災害でない</u><u>と認定した理由</u> 第 29 条 （略） （審査の申立ての教示） 第 30 条 <u>実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第 25 条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。</u> 第 31 条—第 33 条 （略）	（災害の報告） 第 7 条 実施機関は、その所管に属する職員について公務又は通勤に基づくと認められる災害が発生した場合は、その指定する者に、速やかに報告させなければならない。 （認定及び通知） 第 8 条 （略） 第 29 条 （略） 第 30 条—第 32 条 （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。